

⑧ 特別緑地保全地区

緑を残し、緑を守っていくことは、地域の住民の健全な心身の保持及び増進、または、これらの地域における公害、若しくは災害の防止の上において、非常に重要なことです。特別緑地保全地区は、これらの緑地の保全に資するために指定されています。

本市では、護国神社など4か所約13.6haを指定しています。この地区内において建築物の建築、宅地の造成、土石の採取、木竹の伐採などの行為をしようとするときは、事前に公園緑地課の許可が必要です。



慈眼寺特別緑地保全地区

名称	面積	都市計画決定
八幡八幡宮特別緑地保全地区	2.6ha	昭和51年4月30日
少林山特別緑地保全地区	3.7ha	
慈眼寺特別緑地保全地区	2.0ha	
護国神社特別緑地保全地区	5.3ha	

特別緑地保全地区分布図

